

兵庫県緑の広域計画策定業務公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

兵庫県では、平成7年度に広域的見地からの緑地計画を提案し、緑豊かな県土づくりに率先して取り組む目標として、兵庫県の広域緑地計画である「兵庫県グリーンフェニックス計画」を策定した。その後、平成28年度に広域緑地計画の要素を取り入れ花と緑に特化した「ひょうご花緑創造プラン」や都市公園の整備・管理に特化した「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」が策定され、現在に至っている。

令和6年度の都市緑地法改正により、県による緑の広域的な計画が策定できることとなり、また、緑地に求められる機能・潮流が今般大きく変わってきてのことから、計画を新たに策定すべき時期がきている。

本業務は、緑を取り巻く状況を把握し、都市における緑地の保全等に関する緑の広域計画を策定することを目的とする。

2 応募資格

本業務の受託者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 単体の法人又は企業グループのいずれかであって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 企業グループによる応募を行う場合、次の条件を全て満たすこと。
 - ア 代表となる法人を定めるとともに、構成員となる法人は連帶して責任を負うこと。
 - イ 代表となる法人及び構成員となる法人が、同時に、本提案協議の他の応募者及び応募グループの一員とならないこと。
 - ウ 代表となる法人及び構成員となる法人の変更を行わないこと。
- (3) 単体の法人（企業グループにあってはその代表となる法人）が、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県の入札参加資格者名簿「測量・建設コンサルタント等業務」に登録されている者であること。
- (4) 単体の法人（企業グループにあってはその代表となる法人）が、平成27（2015）年度以降に「都道府県広域緑地計画」、都道府県の「緑の広域計画」、政令指定都市の「緑の基本計画」、またはこれらに類する計画策定業務の受託者として実績を有する者であること。
- (5) 単体の法人（企業グループにあってはその代表となる法人）が、管理技術者を配置できること。管理技術者は以下のいずれかの資格等を有する者に限る。
 - 技術士総合技術監理部門 技術士建設部門（都市及び地方計画）
 - シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）都市計画及び地方計画
- (6) 提案内容の実現のために、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (7) 業務の実施に当たり、事務局との打合せ等に適切に対応することを誓約できること。

(8) 単体の法人、企業グループの代表となる法人及び構成員となる法人が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当する者

イ 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

キ 業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保しない者

3 業務内容

別紙「兵庫県緑の広域計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

4 提案募集の内容

仕様書に示す現状把握、策定案の作成における具体的な実施手法の提案。なお、現状把握に関して、仕様書に示す例示にとらわれず、適宜追加・削除した提案内容を望む。

また、本業務を進めるにあたり、必要なデータや事例の収集・活用方法等について創意工夫する点について記載すること。

5 提案上限金額

金 21,420,400 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、積算においては令和 7 年度単価を使用しており、労務単価改訂に係る特例措置が発出された場合は、契約後に提案金額に係る積算内容の詳細を求める場合がある。

6 企画提案に係る手続

(1) 募集期間

令和 8 年 2 月 13 日（金）から同年 3 月 13 日（金）午後 5 時まで

(2) 募集要項の配布及び応募図書の提出

ア 配布方法

兵庫県ホームページに掲載する。

イ 提出方法

原則として事務局に持参して提出すること。受付は午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とし、土日祝日は除く。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、書留郵便など配達記録が残る方法により、期間内に事務局に必着するよう提出すること。

(3) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和8年2月13日（金）から同年2月24日（火）までの各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参、電子メールにより事務局に提出すること。

電子メールの場合は電話で受信確認をすること。

ウ 質問に対する回答

令和8年3月2日（月）までに兵庫県ホームページに掲載する。

なお、確認に時間を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は期限までに回答できない旨を兵庫県ホームページに掲載する。

(4) 提出期間

令和8年3月4日（水）から同年3月13日（金）午後5時まで

(5) 提出書類

この募集要項のほか、仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、紙媒体2部（正本1部、副本1部）及び電子データを提出すること。副本は応募者が特定できない内容（企業名等を黒塗りまたは消去）とする。

ア 応募申請書【様式第1号】

イ 応募者概要【様式第2-1号】、【様式第2-2号】

ウ 企業グループ協定書兼委任状（企業グループ応募の場合のみ）【様式第3号】

エ 管理技術者略歴書【様式第4-1号】、【様式第4-2号】資格を証明するものの写し、業務実績を証明するもの（テクリス登録内容確認書、契約書等）の写し

オ 企画提案書【様式任意】

カ 工程表【様式第5号】

キ 業務実績【様式任意】業務実績を証明するもの（テクリス登録内容確認書、契約書等）

ク 経費積算見積書【様式第6号】

ケ 誓約書【様式第7-1号】、【様式第7-2号】

コ 添付書類

（ア）会社概要等応募者の概要を説明する書類（会社パンフレット等）

定款又は寄附行為

（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）

商業登記簿謄本（原本又はコピー、発行後3ヶ月内のもの）

前年度（直近決算期）及び前々年度の決算書類

（損益計算書、貸借対照表）

（イ）県が賦課徴収する全ての県税に滞納がないことを証する書類

（兵庫県内の県税事務所が発行する「納税証明書（3）」）（写し可）

※提出の日において発行後3ヶ月以内のもの

※県での課税実績がない場合は誓約書【様式第8号】

(6) 留意事項

- ア 応募する案は各者1提案に限る
- イ 応募図書は、通し番号を付すこと
- ウ 提出期限後の応募図書の訂正、追加及び再提出は認めない
- エ 応募図書の制作及び提出に要する経費、ヒアリングの出席に要する経費は、応募者の負担とする
- オ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する
- カ 応募図書は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない
- キ プロポーザルや業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することは認めない

7 審査

(1) 審査の方法

「兵庫県緑の広域計画策定業務公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、下表の項目について審査の上、本業務を委託する者を選定する。

なお、審査は応募図書をもとに事前審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査で行う。必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出等を依頼することがある。

- ア 委員が審査基準に従って採点を行い、合計得点が最高点となったものを選定業務者とする。ただし、合計得点が60%に満たない場合は選定業務者としない。
- イ 提案価格が異なり、最高得点をとったものが2者以上ある場合は、提案金額の一番低いところを選定業者とする。
- ウ 提案価格が同じで、最高得点をとったものが2者以上ある場合は、くじ引きにより選定業務者を決定する。
- エ 次順位の当選者についても決定する。
- オ 選定業務者が辞退又はこの募集要項の規定に違反したこと等の理由により、本業務を受託できなくなった場合は、次順位の当選者を受託候補者とする。
- カ 選定委員会は非公開とする。

【審査時の留意点】

説明事項：業務概要、企画提案内容、アピールポイント 等

説明方法：提出していただいた資料をもとに説明

注意事項：

- 審査は応募者による説明と委員による質疑応答で行う。
- 当日、不参加の場合は審査の対象外となる。
- 説明時間は20分以内、質疑応答時間は20分を予定している。
- 審査対象書類として、委員には応募図書を配付するため、提案内容の説明には応募図書を用いて行う。

- 応募図書以外の資料を用いての説明は不可。
 - 説明時は客観的かつ公正に審査するため、可能な限り提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。
 - 応募図書に記載されていない内容に係る提案等は、審査対象外とする。
 - プレゼンテーション参加者は3名までとする。
 - プレゼンテーション審査は令和8年3月25日（水）の予定。

【審査項目と配点】

評価項目	評価項目	評価の視点	配点
業務体制（30点）			
業務実績	企業	「都道府県広域緑地計画」、都道府県の「緑の広域計画」、または政令指定都市の「緑の基本計画」における計画策定業務の実績（平成27（2015）年度以降の実績件数）	10
	管理技術者	「都道府県広域緑地計画」、都道府県の「緑の広域計画」、または政令指定都市の「緑の基本計画」における計画策定業務の実績（平成27（2015）年度以降の実績件数）	10
実施体制	適切な業務実施体制 ①管理技術者の本業務に関する資格の保有状況 ②業務内容に合わせた担当技術者の配置 ③担当技術者の本業務に関する資格の保有状況 ④担当技術者の同種業務の実績 ⑤本店支店の支援体制 【本業務に関する資格】 技術士総合技術監理部門、技術士建設部門（都市及び地方計画） シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）：都市計画及び地方計画登録アンドスケープアーキテクト（RLA）、公園管理運営士 同種業務：「都道府県広域緑地計画」、都道府県の「緑の広域計画」、または政令指定都市の「緑の基本計画」における計画策定業務の実績（平成27（2015）年度以降の実績件数）	10	10
業務内容（70点）			
業務工程	迅速で適切な工程の設定ができているか	10	60
提案内容	本業務の趣旨や内容を十分に理解しているか	20	
	自社の強みやノウハウを生かした具体的な提案内容となっているか	30	
業務委託費	コストの妥当性 提案上限金額から配点下限金額※の間で評価 ※兵庫県土木関係の建設コンサルタント業務の最低制限基本価格に消費税をかけて算出	10	10
合計			100

(2) 審査の結果の通知及び公表

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。また、選定業者名及び応募者毎の採点結果について、県HPにて公表する。

8 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す。

9 業務の内容等

(1) 事務局は、業務を委託するものとして選定された者（以下「選定業務者」という。）と本業務の実施方法等その内容について協議、調整を行う。この協議、調整において、事務局と選定業務者の双方で確認の上、本業務の内容を修正又は変更することがある。

(2) 契約条項は後日提示する。

(3) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って本業務を実施する。

なお、契約締結にあたっては、事前に委託契約額の10%以上の契約保証金を契約担当者に納めるか、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。

(4) 選定業務者が契約書に記載する条項に違反したときは、契約担当者は当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止、並びに選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。

(5) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務終了後5年間保存すること。

(6) 令和8年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。

10 事務局

兵庫県まちづくり部公園緑地課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

電話 078-362-3549 FAX 078-362-4454

電子メール kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp